

高松市潜在保育士就職一時金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する保育所等に保育士等として勤務する者に対し、予算の範囲内で高松市潜在保育士就職一時金（以下「一時金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、保育所等に勤務する保育士等の就職継続及び採用後一定期間における離職防止を図ることによって当該保育士等を確保し、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 設置者が国又は地方公共団体であるものを除き、市内に所在する次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であつて、法第35条第4項の規定による認可を得たもの

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第10項又は第12項に規定する事業を行う施設のうち、法第34条の15第2項の規定による認可を得た施設

エ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱（「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（令和5年6月27日付けこ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）別添）第2の1に規定する企業主導型保育事業を行う施設

(2) 保育士等 保育所等において児童の保育に従事している者のうち、法第18条の4に規定する保育士又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭をいう。

(3) 潜在保育士 保育士登録（法第18条の18第1項の登録をいう。）を受けた日から起算して1年（ただし、修学期間を除く。）を超えている

者で、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 保育所等において保育士等としての勤務経験がない者であって、保育士等として保育所等に雇用された者

イ 保育所等において保育士等として勤務経験のある者であって、当該施設を離職した後、再度保育士等として保育所等に雇用された者

(4) 修学期間 次に掲げる教育施設の在学期間をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 学校教育法第124条に規定する専修学校

ウ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校

(交付対象者)

第3条 一時金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、潜在保育士のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年4月1日以降に雇用された者であること。

(2) 保育所等の設置者又は運営する者（以下「保育所等の設置者等」という）に直接雇用されており、雇用契約上、その勤務時間が週15時間以上と定められていること。

(3) 第6条の規定による交付の申請の日において保育士等として保育所等の設置者等に雇用されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としな

(1) 高松市保育士就職一時金交付要綱（平成30年10月1日施行）の規定により保育士3月勤務一時金、保育士1年勤務一時金及び保育士2年勤務一時金の交付を受けたことがある者

(2) 保育所等の設置者又は運営する者に、施設長、園長、所長、管理者その他同種の職種として雇用されている者又は保育に従事していない者

(3) 保育所等の設置者又は運営する者に初めて雇用された日の翌日以降に主として保育以外の業務に従事した者

(4) 前号に掲げる者のほか、市長が一時金を交付することが適当でないことを認める者

(交付要件)

第4条 一時金の交付の要件は、保育所等で勤務を開始した日から起算して6

月を超えて継続して保育所等に勤務しているものとする。

なお、同一の保育所等の設置者等が設置又は運営する他の保育所等で継続して勤務している場合は、その期間を含むものとする。

(一時金の額)

第5条 一時金の額は、交付対象者につき10万円とする。

2 一時金の交付は、交付対象者1人につき、1回とする。

(交付の申請)

第6条 一時金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第4条に掲げる要件を具備した日から起算して3月を経過する日までに高松市潜在保育士就職一時金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者に係る法第18条の18第3項に規定する保育士登録証の写し

(2) 雇用条件の内容が分かる書類の写し

(3) 保育所等勤務証明書(様式第2号。保育所等の設置者又は運営する者による証明があるものに限る。)

(4) 経歴書(様式第3号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付指令)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、一時金の交付を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を高松市潜在保育士就職一時金交付決定通知書(様式第4号)及び高松市潜在保育士就職一時金交付指令書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(一時金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、一時金の交付を受けようとするときは、高松市潜在保育士就職一時金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに一時金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、一時金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 一時金の交付の決定に付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により一時金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により一時金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に一時金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第10条 交付決定者は、一時金に関する書類を当該一時金の交付の申請の日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(勤務状況の調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者が勤務する保育所等における勤務状況について、当該職員に調査をさせることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせることができる。

3 交付決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項、第6条及び様式第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に雇用された者について適用し、同日前に雇用された者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式第1号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所
氏名
電話番号

高松市潜在保育士就職一時金交付申請書

高松市潜在保育士就職一時金の交付を受けたいので、高松市潜在保育士就職一時金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
勤務する保育所等の名称及び所在地	
勤務する保育所等の設置者	
1週間当たりの勤務時間	時間
勤務開始日	年 月 日
保育士登録日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 申請者に係る保育士登録証の写し (2) 雇用条件の内容が分かる書類の写し (3) 保育所等勤務証明書（様式第2号。保育所等の設置者又は運営する者による証明があるものに限る。） (4) 経歴書（様式第3号） (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

年 月 日

所在地
法人名
代表者名
電話番号

保育所等勤務証明書

次の者は、当法人が運営する保育所等の職員として勤務していることを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
勤 務 する 施 設 の 名 称 (保育所等)	
職 種	
勤 務 開 始 日	年 月 日
雇 用 期 限	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年 月 日まで) ⇒更新の有無 (有・無)
1 週 間 当 た り の 勤 務 時 間	時間

備考 記載された内容に不明な点があるときは、問合せや再提出のお願いをする場合があります。

様式第3号（第6条関係）

経 歴 書

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー		電話番号
学 歴 高等学校以上 の学歴につ いて、最終 学歴から順 に上から記 入	学 校 ・ 学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 名		在 学 期 間
	最 終		年 月 日～
			年 月 日迄
	そ の 前		年 月 日～
			年 月 日迄
	そ の 前		年 月 日～
年 月 日迄			
職 歴 最終職歴か ら順に上か ら記入	勤 務 先 ・ 所 属 部 署 の 名 称		在 職 期 間
	現 在		年 月 日～
			現在まで
	そ の 前		年 月 日～
			年 月 日迄
	そ の 前		年 月 日～
年 月 日迄			
資 格 ・ 免 許 等	資 格 ・ 免 許 等 の 名 称		取 得 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

この経歴書の記載事項について、事実と相違ありません。

年 月 日 氏名（自署）_____

- 記載事項に不正がある場合は、交付対象者の資格を失うことがあります。
また、一時金の交付後に不正が発覚した場合は、一時金の返還を求めます。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

印

高松市潜在保育士就職一時金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市潜在保育士就職一時金の交付については、次のとおり決定したので、高松市潜在保育士就職一時金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 一時金の種類

2 交付予定額 円

3 交付条件

- (1) 高松市潜在保育士就職一時金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 高松市潜在保育士就職一時金交付要綱の規定に違反し、交付の決定が取り消された場合において、その取消しに係る部分に関し、既に一時金を交付されているときは、定められた期限までに、その返還をすること。
- (3) 一時金に関する書類は、当該一時金の交付の申請の日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。
- (4) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は申請者が勤務する保育所等における勤務状況について調査をさせるときは、これを受けなければならないこと。
- (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならないこと。

様式第5号（第7条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった高松市潜在保育士就職一時金について、次の条件を付して 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 高松市潜在保育士就職一時金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に一時金を交付しているときは、当該一時金の返還を求めます。
- 2 一時金に関する書類は、当該一時金の交付の申請の日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。
- 3 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は交付決定者が勤務する保育所等における勤務状況について調査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

（宛先）高松市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号

高松市潜在保育士就職一時金請求書

年 月 日付け高松市指令 第 号により通知を受けた高松市潜在保育士就職一時金の交付を受けたいので、高松市潜在保育士就職一時金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求します。

1 一時金の種類

2 請求金額 円

3 振込先

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号
銀行 信金 信組 農協 労金	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座	
口座名義人	フリガナ		
	氏名		

※ 振込先については、請求者本人の名義の口座を指定すること。